

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約 等	解 説																		
<p>前文</p> <p>平成7年に制定された地方分権推進法は、その後、いわゆる地方分権一括法や地方分権改革推進法の法整備を経て、今日に至っている。</p> <p>こうした中、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性が増大している。</p> <p>本県議会においても、その動きに呼応し、今日まで政治倫理や政務調査費の透明化をはじめとする議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たしていくため、開かれた議会運営と政策審議の一層の活発化が求められている。</p> <p>ここに、本県議会は、議会における最高規範として、議会の基本理念及び役割を明らかにするとともに、議会と県民及び知事その他の執行機関との関係を定めることにより、県民の負託にこたえるべく、この条例を制定する。</p>	<p>この条例は、</p> <p>(1) 本県議会における最上位規範として位置付け、</p> <p>(2) 議会の基本理念及び役割を明らかにするとともに、</p> <p>(3) 議会と県民及び知事その他の執行機関との関係を定めることにより、</p> <p>県民の負託にこたえようとするものである。</p>	<p>地方分権推進法の成立は、平成7年5月 地方分権一括法の成立は、平成11年7月 地方分権改革推進法の成立は、平成18年12月</p> <p>[参考] 本県の議会改革の状況（主なもの）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">検討項目</th> <th style="width: 15%;">検討内容</th> <th style="width: 45%;">検討結果</th> <th style="width: 25%;">施行予定等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・県議会議員の定数等について</td> <td>・議員定数及び選挙区の見直し</td> <td>・次回の一般選挙から、 ①議員定数を現状から3人減の43人とする。 ②金沢市、七尾市及び鳳珠郡選挙区を各々1減とする。 ③白山市及び石川郡選挙区を新たに設ける。（松任市石川郡西部選挙区及び石川郡東南部選挙区を廃止）</td> <td>・次回の一般選挙（H23年度）から実施、</td> </tr> <tr> <td>・政治倫理要綱の見直しについて</td> <td>・政治倫理要綱及び同運用規程の改定</td> <td>（改定の柱） ①議員の責任の明文化 ②議員の国、地方公共団体等への働きかけの禁止 ③倫理要綱に違反した場合の措置内容の明確化 ④議員の役員就任規制の強化 ⑤審査会の常設化</td> <td>・ H21.3.19 から施行</td> </tr> <tr> <td>・政務調査費の透明化について</td> <td>・交付先 ・領収書添付の金額 ・実施時期等 ・使途基準マニュアルの作成時期 ・適用時期等の検討</td> <td>・交付先は、会派及び議員とし、交付割合等については、各会派が選択 ・収支報告書に領収書（写）又はこれに代わる支出証拠書類を添付 ・使途基準マニュアル等については、小委員会を設置し検討・作成 ・政務調査費の交付に関する条例等の改正</td> <td>・ 条例は H21.3月に可決、 H21.4.1 から施行</td> </tr> </tbody> </table>			検討項目	検討内容	検討結果	施行予定等	・県議会議員の定数等について	・議員定数及び選挙区の見直し	・次回の一般選挙から、 ①議員定数を現状から3人減の43人とする。 ②金沢市、七尾市及び鳳珠郡選挙区を各々1減とする。 ③白山市及び石川郡選挙区を新たに設ける。（松任市石川郡西部選挙区及び石川郡東南部選挙区を廃止）	・次回の一般選挙（H23年度）から実施、	・政治倫理要綱の見直しについて	・政治倫理要綱及び同運用規程の改定	（改定の柱） ①議員の責任の明文化 ②議員の国、地方公共団体等への働きかけの禁止 ③倫理要綱に違反した場合の措置内容の明確化 ④議員の役員就任規制の強化 ⑤審査会の常設化	・ H21.3.19 から施行	・政務調査費の透明化について	・交付先 ・領収書添付の金額 ・実施時期等 ・使途基準マニュアルの作成時期 ・適用時期等の検討	・交付先は、会派及び議員とし、交付割合等については、各会派が選択 ・収支報告書に領収書（写）又はこれに代わる支出証拠書類を添付 ・使途基準マニュアル等については、小委員会を設置し検討・作成 ・政務調査費の交付に関する条例等の改正	・ 条例は H21.3月に可決、 H21.4.1 から施行
検討項目	検討内容	検討結果	施行予定等																	
・県議会議員の定数等について	・議員定数及び選挙区の見直し	・次回の一般選挙から、 ①議員定数を現状から3人減の43人とする。 ②金沢市、七尾市及び鳳珠郡選挙区を各々1減とする。 ③白山市及び石川郡選挙区を新たに設ける。（松任市石川郡西部選挙区及び石川郡東南部選挙区を廃止）	・次回の一般選挙（H23年度）から実施、																	
・政治倫理要綱の見直しについて	・政治倫理要綱及び同運用規程の改定	（改定の柱） ①議員の責任の明文化 ②議員の国、地方公共団体等への働きかけの禁止 ③倫理要綱に違反した場合の措置内容の明確化 ④議員の役員就任規制の強化 ⑤審査会の常設化	・ H21.3.19 から施行																	
・政務調査費の透明化について	・交付先 ・領収書添付の金額 ・実施時期等 ・使途基準マニュアルの作成時期 ・適用時期等の検討	・交付先は、会派及び議員とし、交付割合等については、各会派が選択 ・収支報告書に領収書（写）又はこれに代わる支出証拠書類を添付 ・使途基準マニュアル等については、小委員会を設置し検討・作成 ・政務調査費の交付に関する条例等の改正	・ 条例は H21.3月に可決、 H21.4.1 から施行																	

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約 等	解 説
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、議会が県の意思決定を担う議事機関としての責任を自覚し、その基本理念、活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1章「総則」では、第1条で本条例の「目的」を明らかにする。</p>	<div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">二元代表制のイメージ</p> <p style="text-align: center;">二元代表制のもとでの適正、公正、効率的な県政運営の確保</p> <p style="text-align: center;">憲法や地方自治法などで認められた権限を最大限に発揮</p> <p style="text-align: center;">石川県として最良の意思決定を導く共通の使命が果せられている。(対等・協力の関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両機関の政治的対等性 (それぞれが県民から直接負託されている) 2. 機関競争主義の原則 (各々の特性を生かして競争・協力する緊張関係) 3. 議会の争点形成・公開機能 (議会の場において、県政の課題に関する論点・争点がひろく形成・公開される) 4. 議会の意思決定機能 (議会の議決による自治体の最終的な意思決定) <p style="text-align: center;">議会 (多人数による合議制の機関)</p> <p style="text-align: center;">知事 (独任制の機関)</p> </div>

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約 等	解 説				
<p>第2章 基本理念</p> <p>(議会及び議員の役割と活動)</p> <p>第2条 議会は、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。</p> <p>2 議会の構成員たる議員は、選挙により選ばれた県民の代表者として、その負託と信頼に全力でこたえる責務があり、議会活動を通じて、広く県政全般の課題及びこれらに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるよう取り組むものとする。</p> <p>(議会と執行機関との関係)</p> <p>第3条 議会は、二元代表制の下、知事との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展を促すものとする。</p> <p>(開かれた議会の推進)</p> <p>第4条 議会は、その活動に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、常に県民に開かれた議会運営を行うものとする。</p> <p>(議員の政治倫理)</p> <p>第5条 議会活動の基本となる議員の政治倫理の確立は、県民の議会に対する信頼を確立するための根幹であり、議員は、県民の負託にこたえるため、その責務を果たすとともに、規範を遵守しなければならない。</p>	<p>第2章「基本理念」では、右のとおり4つの柱を条建て</p> <p>また、第3章以下の章建てにあたっては、わかりやすい条例づくりの観点から、各基本理念に対応する形で整理</p> <p>第2条は、議会及び議員の役割と活動を明記</p> <p>議会と執行機関との関係を明記</p> <p>開かれた議会の推進を明記</p> <p>議員の政治倫理について明記</p>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">4 つ の 基 本 理 念</h2> </div> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;"> <p>基本理念1 第2条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会及び議員の役割と活動</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会の自主性及び自立性を高め、地方自治の確立に取り組む。 また、議員は、議会活動を通じて、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるよう取り組む。</p> </div> </td> <td style="width: 25%;"> <p>基本理念2 第3条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会と執行機関との関係</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>二元代表制の下、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展を促す。</p> </div> </td> <td style="width: 25%;"> <p>基本理念3 第4条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>開かれた議会の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会は、情報公開を推進し、意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行う。</p> </div> </td> <td style="width: 25%;"> <p>基本理念4 第5条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議員の政治倫理</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議員の政治倫理の確立は、県民の信頼を確立するための根幹であり、議員は、県民の負託にこたえるため、規範を遵守しなければならない。</p> </div> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>この条例をわかりやすいものとするため、4つの基本理念に対応する形で章建て（第3章～6章）を行い、今後の取り組みについて整理している。</p> </div> <p>[第3条分]</p> <p>二元代表制の下では、知事と議会は、対等かつ緊張ある関係 議会の重要な役割として、「監視及び評価」に加え、「政策立案及び政策提言」を明記</p> <p>「政策立案」とは、主に「議員提案による条例の制定」や「議案の修正」をいい、「政策提言」とは、主に「決議等による（知事等に対する）議会の意思表明」をいう。（関連：第6条（2））</p>	<p>基本理念1 第2条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会及び議員の役割と活動</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会の自主性及び自立性を高め、地方自治の確立に取り組む。 また、議員は、議会活動を通じて、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるよう取り組む。</p> </div>	<p>基本理念2 第3条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会と執行機関との関係</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>二元代表制の下、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展を促す。</p> </div>	<p>基本理念3 第4条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>開かれた議会の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会は、情報公開を推進し、意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行う。</p> </div>	<p>基本理念4 第5条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議員の政治倫理</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議員の政治倫理の確立は、県民の信頼を確立するための根幹であり、議員は、県民の負託にこたえるため、規範を遵守しなければならない。</p> </div>
<p>基本理念1 第2条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会及び議員の役割と活動</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会の自主性及び自立性を高め、地方自治の確立に取り組む。 また、議員は、議会活動を通じて、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるよう取り組む。</p> </div>	<p>基本理念2 第3条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会と執行機関との関係</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>二元代表制の下、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展を促す。</p> </div>	<p>基本理念3 第4条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>開かれた議会の推進</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議会は、情報公開を推進し、意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行う。</p> </div>	<p>基本理念4 第5条</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議員の政治倫理</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>議員の政治倫理の確立は、県民の信頼を確立するための根幹であり、議員は、県民の負託にこたえるため、規範を遵守しなければならない。</p> </div>			

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約 等	解 説
<p>第3章 議会及び議員の役割と活動</p> <p>(議会の役割)</p> <p>第6条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議事機関として、議決により、県の意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>(3) 意見書等により、関係機関に対し意見表明を行うこと。</p> <p>(4) 知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。</p> <p>(5) 議会活動の透明性を確保するとともに、議会の会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）の設置目的を達成するため、議員相互間の討議を活発化させること。</p> <p>(6) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に公表すること。</p>	<p>議会の役割を6項目に整理。</p> <p>特に(5)で、議員相互間の討議の活発化を明記</p>	<p>憲法第93条第1項に「地方公共団体には、法律に定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と規定されていることから、議会は、憲法に定められた地方公共団体の機関である。</p> <p>主に「議員提案による条例の制定」や「議案の修正」を「政策立案」とし、「決議等の（知事等に対する）議会の意思表示」を「政策提言」とする。</p> <p>議会在、その活動の状況を公に示すことにより、より公正な運営を確保する。</p> <p>また、会議等の設置目的を達成し、県民の意思をより適切に政策の決定に反映させるためには、議員同士が議論を尽くし、議会全体としての合意を形成することが重要であることから、「議員相互間の討議の活発化」を明記することとした。</p> <div style="text-align: center;"> <p>議会の役割（イメージ）</p> <p>議会の役割（6項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に公表すること 議員提案による条例の制定等を通じて、政策立案等を行うこと 意見書等により、関係機関に対し意見表明を行うこと 知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること 議会活動の透明性を確保するとともに、会議等の設置目的を達成するため、議員相互間の討議を活発化させること 議事機関として、議決により、県の意思決定を行うこと </div>

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約 等	解 説
<p>(議長の役割)</p> <p>第7条 議長は、この条例に基づき、議会の機能と権限の強化に向け、先導的な役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 議長は、会議に付議すべき案件が生じたと判断した際には、議会運営委員会の議決を経て、知事に対し、臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>(議員の役割)</p> <p>第8条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 会議等で審議、審査等を行い、必要に応じて、議案を提出すること。</p> <p>(2) 会議等における審議、審査等不断の議会活動に資するため、知事等に資料の提出又は説明を求めるほか、国内外を問わず、必要な調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 県民の意思を県政に反映させるため、県政について、県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。</p> <p>(会派)</p> <p>第9条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議会内の自立的な団体として、議員の活動を支援し、及び会派の会議を主催するほか、調査研究、政策提言、予算要望、広報活動等の実施主体となることができる。</p> <p>3 議会は、必要と認めるときは、会派間の協議の場を設けることができる。</p>	<p>議長の役割を明記</p> <p>議長の臨時会招集請求権を明記</p> <p>議員の役割を以下の3項目に整理</p> <p>① 審議・審査や議案の提出</p> <p>② 調査研究活動</p> <p>③ 民意の反映</p> <p>議員活動の円滑化のため、会派を結成できる旨を明記</p>	<p>第7条第1項は、議会の代表者である議長の役割について明記している。</p> <p>平成19年4月1日に施行された地方自治法第101条の改正により、臨時会の招集請求権が、議員の定数の4分の1以上の者の請求だけではなく、議長にも付与されたことを受け明記。この議会基本条例制定を契機として、議員提案による条例制定など、議長の裁量に基づくより迅速な議会運営が期待される。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 改正前の地方自治法第101条第1項 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。</p> <p>議会は多人数による合議制の機関であり、合意されなければ多数決により決することとなるが、多様な県民の意思をできる限り反映するため、会派間の討議及び調整のための協議の場を設けることができる旨を規定した。</p>

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約 等	解 説
<p>(議会改革及び機能強化)</p> <p>第 10 条 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する検討組織を設置することができる。</p> <p>2 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査、諮問等のための機関を設置することができる。</p> <p>3 議会は、県民参加の機会の充実を図るため、委員会における公聴会及び参考人の制度の積極的な活用に努めるものとする。</p> <p>4 議長は、議会の政策立案機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 議長は、議会事務局職員の任免を行うとともに、専門的な知識経験を有する職員の任用及び職員の専門的能力の養成に努めるものとする。</p> <p>6 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。</p>	<p>議会改革及び機能強化について以下の 6 項目を明記</p> <p>① 議会改革推進を図る検討組織の設置</p> <p>② 調査、諮問機関の設置</p> <p>③ 公聴会及び参考人制度の活用</p> <p>④ 事務局機能の強化及び組織体制の整備</p> <p>⑤ 専門的知識を有する職員の配置及び専門的能力の養成</p> <p>⑥ 図書室機能の充実</p>	<p>第 10 条は、議会がその役割を果たすためには、常にその機能を高め、充実させるための改革や機能の強化を図ることが必要であるとの考えから設けた規定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 項は、議会改革の推進に関する事項について調査審議するための機関として、議員で構成する検討組織を設置できることを定めている。 ・ 2 項は、平成 18 年の地方自治法の改正により、議会の活動として、議案の審査及び当該地方公共団体の事務の調査に関し専門的な知見の活用が必要となった場合に、議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることが可能となったことを受け、県政の課題に関する調査等のため必要があると認めるときは、調査、諮問等のための機関を設置することができることを定めている。 ・ 3 項は、本県議会では、地方自治法第 109 条に規定する公聴会及び参考人制度の活動実績が少ないが、今後、県民参加の充実を図る意味でも、これらの制度の積極的活用を規定するものである。 ・ 4 項及び 5 項は、議会の政策立案機能の強化と議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会や議員をサポートする議会事務局の体制の整備に努めることを定めている。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>議会の機能強化について (イメージ)</p> </div>

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約 等	解 説
<p>第4章 議会と執行機関との関係</p> <p>(議会への説明) 第13条 知事等は、予算編成の基本方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めるものとする。</p> <p>(議会活動の尊重) 第14条 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重するものとする。</p> <p>(知事等の質問等) 第15条 知事等は、本会議又は委員会における議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長の許可を得て、質問し、又は意見を述べることができる。</p>	<p>予算等、県政の重要な方針に関して、知事等が議会にその内容を説明するよう努める旨を明記</p> <p>知事等は、議会からの政策提言等の趣旨を尊重する旨を明記</p> <p>知事等の、本会議又は委員会における質疑応答等のあり方について明記</p>	<p>「予算編成の基本方針」について →本県では、予算の記者発表前に、各党派に対し、その概要を説明している。</p> <p>「県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策」及び「その他これらに類するもの」について →既に制定済の「石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例」の運用を基本とし、その他県政に関わる個別ビジョンやアクションプログラム等については、内容の緊急度・重要度に鑑み、個別に検討する。</p> <p>第15条は、知事等との議論をさらに深め、質問や答弁の内容の充実を図ることを明記</p>

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約	解 説
<p>第5章 開かれた議会の推進</p> <p>(県民への説明等)</p> <p>第16条 議会は、その諸活動を積極的に県民に対し説明するよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会に対する県民の意見の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。</p> <p>(委員会の公開)</p> <p>第17条 委員会は、原則として公開する。</p> <p>(議会の情報公開の推進)</p> <p>第18条 議会は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、本会議及び委員会に関する資料については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。</p> <p>2 議会は、その保有する情報の提供に努めなければならない。</p>	<p>議会は、県民に対し、諸活動を説明するよう努めること及び情報提供に努める旨を明記</p> <p>委員会の原則公開を明記</p> <p>議会の情報公開推進を明記</p>	<p>現在、石川県議会委員会条例第15条では、「委員会は、議員の外委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」となっているが、「開かれた議会の推進」という基本理念に沿って、委員会を原則公開するものである。</p>

石 川 県 議 会 基 本 条 例 解 説

条 文	要 約 等	解 説
<p>第6章 議員の政治倫理</p> <p>第19条 議員は、県民の負託にこたえるため、県民の代表として、良心と責任感を持って、常に倫理及び品位の保持に努めなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。</p> <p>第7章 補則</p> <p>(他の条例との関係)</p> <p>第20条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第21条 議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>議員の政治倫理について明記</p>	<p>[参考]</p> <p>石川県議会議員政治倫理要綱（平成21年3月19日議決）</p> <p>石川県議会議員政治倫理要綱運用規程（平成21年3月19日施行）</p>